

自動車保有で生活保護却下

枚方市処分は違法

大阪地裁取り消し命じる

自動車保有を理由に生活保護申請を認めないのは違法と、大阪府枚方市の佐藤キヨ子さん(73)が市に却下処分取り消しと損害賠償を求めた訴訟の判決が19日、大阪地裁でありました。山田明裁判長は、処分の違法性を認め、却下処分を取り消し、約17.2万円の損害賠償の支払いを命じました。

保有は厚生労働省が定めた要件を満たしていない」としています。たと判断。「枚方市(〇)却下処分は違法で

あり、取り消しは免れない」としています。佐藤さんと原告弁護団は判決後、大阪市内

で記者会見しました。佐藤さんは「同じ思いを持つみんなのために、もと思っただけ頑張りました。本当に良かったです」と喜びました。尾藤廣喜弁護士は「市は判決や佐藤さんの普通に車を使いたいという思いを受け止め、控訴を断念してほしい」と話しました。



判決後、大阪地裁前で喜びを語る佐藤さん(前列左)と弁護団、支援者の人たち19日、大阪市

佐藤さんは、生まれつき股(こ)関節に障害を持ち、長距離、長時間の歩行が困難で、通院や日常生活をするうえで自動車は欠かせないものでした。2006年6月に夫が亡くなり、同年11月から生活保護を受給。所有する自動車を処分するよう繰り返し指導され、応じなかったため、07年5月、生活保護の廃止を決定。09年4月に再度、申請しましたが、却下され、同年6月に再々申請し7月から受給しています。山田裁判長は、車の